

課題／目的

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため特定復興再生拠点の整備が必要となっている。

特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理を実施する。

帰還困難区域内の一部での放射線量の低下、帰還を希望される住民の思いを背景とする地元からの要望、与党からの提言を踏まえ、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度を創設（福島復興再生特措法の改正）。

インパクト

・ 特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、帰還等の居住が可能となることに寄与する。
・ 帰還困難区域の復興・再生が促進される。

- ・ 空間線量率
- ・ 廃棄物の処理が完了した市町村数
- ・ 住民数

インプット

【予算】 R5要求：43,459百万円、R4：44,461百万円、R3：63,705百万円、R2：67,278百万円、R1：86,941百万円、H30：69,037百万円、H29：30,904百万円

アクティビティ

認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染・家屋解体等や廃棄物の処理事業を実施する。

福島復興再生特措法に基づき市町村長が作成し内閣総理大臣の認定を受けた計画に基づいて実施する事業である。

アウトプット

- ・ 拠点区域内の土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理が進む。
- ・ 拠点区域内の家屋解体や廃棄物の仮置場への搬入が進む。

- ・ 除染面積（実施率）
- ・ 解体申請のあった家屋の解体件数
- ・ 廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数

アウトカム

短期：除染により空間線量率が低減される。
廃棄物の処理が進むことにより生活環境の整備が図られる。
中期：特定復興再生拠点区域の避難指示が解除される。
長期：拠点区域への住民の帰還等が進む。
また、産業等の経済活動が盛んに行われる。

- ・ 空間線量率
- ・ 廃棄物の処理が完了した市町村数
- ・ 住民数

本事業の範囲内